

平成 31 年 3 月 29 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市情報公開審査会
会 長 玉 卷 弘 光

行政文書非公開決定処分に対する審査請求について（答申）

平成 31 年 1 月 21 日付けで諮問された行政文書非公開決定に対する審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求を不適法なものとして、却下すべきである。

2 審査請求に至る経緯

(1) 本件審査請求人は、平成 30 年 10 月 29 日付けで、厚木市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、厚木市長（以下「実施機関」という。）に対して、「特定の個人に係わる平成 28 年度厚木市任期付職員採用募集案内で提出された日本弁護士連合会が発行する弁護士登録証」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件公開請求に対し、特定の個人に係わる平成 28 年度厚木市任期付職員採用募集案内で提出された日本弁護士連合会が発行する弁護士登録証（以下「本件行政文書」という。）を請求対象文書と特定した上で、本件行政文書は条例第 7 条第 1 号に該当するとして、平成 30 年 11 月 6 日付けで非公開とする処分（以下「本件非公開決定」という。）を行った。

(3) 本件審査請求人は、平成 30 年 11 月 14 日付けで、本件非公開決定に不服があるとして、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件非公開決定を取り消し、本件行政文書の公開を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、本件行政文書が条例第 7 条第 1 号に該当するとして、非公開決定処分を行ったが、実施機関は条例の解釈を誤っている。

イ 第 1 号は個人に関する情報であって、特定の個人を識別すること

ができる情報については、非公開とする規定であるが、第1号ただし書エにおいて、当該個人が地方公務員の職員の場合は公開しなければならないと規定していることから、当該職務の遂行の内容に係る部分は公開しなければならない。

ウ 本件公開請求の対象である特定の個人は地方公務員であることから、本件行政文書を職務遂行情報として公開する義務がある。

エ したがって、本件非公開決定を行った実施機関の職員は、条文を理解する能力を有していないか、もしくは、悪意ある意図のもとに条例を解釈したと言わざるを得ない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の個人が平成28年度厚木市任期付職員採用試験第二次選考当日に厚木市総務部職員課に提出した、日本弁護士連合会が発行する登録等証明書の原本であり、当該個人の氏名、生年月日、事務所所在地、所属弁護士会、登録番号、登録年月日、日本弁護士連合会会長名及び日本弁護士連合会の会長の印影が記載されている。

(2) 非公開部分について

本件審査請求は、平成30年11月14日付けで本件行政文書を非公開とした処分に対してなされたものであるが、本件審査請求を受けて再検討を行い、平成30年11月28日付けで、次に掲げる情報を除き、公開とする旨の変更決定（以下「本件変更決定」という。）を行い、「行政文書非公開決定変更決定通知書」により通知した。

ア 個人の生年月日

イ 日本弁護士連合会の会長の印影

上記のうち、個人の生年月日については条例第7条第1号を根拠条項とし、日本弁護士連合会の会長の印影については条例第7条第2号を根拠条項として、非公開としている。

(3) 条例第7条第1号本文該当性について

本件行政文書に記載されている個人の生年月日は、個人に関する情報

であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

(4) 条例第7条第1号ただし書該当性について

本件行政文書に記載されている個人の生年月日は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」とは認められないので、条例第7条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(5) 条例第7条第2号本文該当性について

本件行政文書に記載されている日本弁護士連合会の会長の印影は、当該会長が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、日本弁護士連合会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

(6) 条例第7条第2号ただし書該当性について

本件行政文書に記載されている日本弁護士連合会の会長の印影は、「事業によって消費生活に及ぼし、又は及ぼすおそれのある危害を防止するため、公開することが必要であると認められる情報その他人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

5 実施機関による本件変更決定

本件審査請求の概要は前記2から4にまとめたとおりであるが、本件審査請求を受けて、実施機関は、本件変更決定によって、本件公開請求

に対する本件非公開決定を変更し、新たに、本件行政文書について、当該文書中、特定の個人の生年月日及び日本弁護士連合会の会長の印影部分を除き、全てを公開する変更決定を行い、本件審査請求人に対し変更決定を行ったことを通知したが、本件審査請求人は本件変更決定に対しては、行政不服審査法第18条に定める審査請求期間内に審査請求を行わなかったものと認められる。

6 審査会の判断理由

本件審査請求人は、上記5にまとめたとおり、本件非公開決定に対する審査請求を適法に行ったが、本件非公開決定は、その内容を全面的に改める本件変更決定によって、その効果を取り消されているものであり、本件審査請求は本件変更決定によって審査請求後に法的に不存在となった処分の取消を求めるものと評価される。

そうである以上、本件審査請求は、審査請求時には適法なものではあったが、もはや不適法な審査請求という外ない。

以上により、本件審査請求は不適法なものとして却下されるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31 年 1 月 21 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
2 月 4 日	○ 実施機関から行政文書非公開決定について、理由を聴取した。
3 月 25 日	○ 審議

厚木市情報公開審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	玉 卷 弘 光	学識経験者
会長職務代理者	佐 藤 光 輝	学識経験者
	田 口 由 美 子	学識経験者
	森 俊 行	学識経験者
	稲 富 浩 彰	公募市民